



(注1) 本様式は、指定業種及び申請者全体の売上高等の双方が認定基準を満たす場合に使用する。

本様式は一つの指定業種に属する業種を営んでいる場合にも使用する。

その場合には、指定業種の売上高等は申請者全体の売上高等を記載する。

(注2) には、主たる事業が属する業種（日本標準産業分類の中分類番号と中分類業種名）を記載。

(注3) には、「販売数量の減少」又は「売上高の減少」等を入れる。

(留意事項)

① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

② 市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。